

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第28号

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年大田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ」を削り、「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職に」に、「第15条第1項」を「第12条第2項」に改める。

第16条第1項中「であり、かつ」を「であって」に改め、「であって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。